

## 【住宅ローン減税について】

不動産を購入する際には、住宅ローン減税をご利用される方が多いと思います。2024年1月以降に建築確認を受けた新築住宅については、住宅ローン減税を受けるには、省エネ基準に適合する必要があります。

【国土交通省ホームページより抜粋】

**2024年1月以降に建築確認を受けた新築住宅**について、  
**住宅ローン減税**を受けるには、**省エネ基準に適合する必要**があります

新築住宅の場合		2022年	2023年	2024年入居	2025年入居
控除率 0.7% 控除期間 13年					
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅		5,000万円		4,500万円	
ZEH水準省エネ住宅		4,500万円		3,500万円	
省エネ基準適合住宅		4,000万円		3,000万円	
<b>省エネ基準に適合しない 「その他の住宅」</b>		3,000万円		<b>0円</b> (2023年末までに建築確認を受けた 場合、借入限度額2,000万円(*))	

### < 要注意ポイント >

2024年1月以降に建築確認を受けた新築住宅の場合、省エネ基準を満たす住宅でない場合は、住宅ローン減税を受けられません。

今後新築戸建の購入を予定されている方にとっては、非常に重要な要素ですね。弊社では、新築戸建の取り扱いも行っております。

不動産のことは、是非、あなぶき不動産流通へ

ご相談ください！